

広島県告示第五百十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定によって、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、平成二十四年十月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

広島港江波地区

区域の範囲

平成十九年広島県告示第八百五十六号（特定重要港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件の指定）第一項第十五号で指定した広島港旧太田川地区と同告示第一項第十六号で指定した広島港天満川地区とに囲まれた港湾区域

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

船舶